

○小規模事業場産業医活動助成金（保健師コース）に関するQ & A

1 助成対象事業者について

Q 1 - 0 1 助成金を受けるための要件は何ですか。

A 1 - 0 1 具体的な申請要件は、小規模事業場産業医活動助成金（保健師コース）の手引（令和元年度版）の1頁をご覧ください。

Q 1 - 0 2 「労働者数 50 人未満の事業場が対象」とありますが、事業場単位で申請できますか？それとも企業単位の申請になりますか。

A 1 - 0 2 小規模事業場産業医活動助成金（保健師コース）は事業場単位の申請となります。また、労働保険の適用事業場となっていることが条件となります。

2 助成対象事業について

Q 2 - 0 1 「平成 30 年度以降、新たに保健師と健診異常所見者や長時間労働者等に対する保健指導、高ストレス者等に対する健康相談、健康教育等の産業保健活動の全部又は一部を実施する契約を締結していること」とありますが、平成 30 年度以降に新たに保健

師と契約を締結していることを要件としている趣旨を教えてください。

A 2 - 0 1 労働安全衛生法 13 条の 2、労働安全衛生規則 15 条の 2 において、労働者数 50 人未満の小規模事業場は、医師又は保健師に労働者の健康管理等を行わせるように努めなければならないとされていることから、新たに保健師と産業保健活動を実施する契約を締結する小規模事業場を助成対象とすることで、保健師との契約に対するインセンティブを与え、保健師が労働者の健康管理等を行う小規模事業場の増加を図ることを企図しているものです。

Q 2 - 0 2 「小規模事業場が保健師と契約をした場合」とありますが、看護師と契約した場合は、助成金の支給対象になりますか。

A 2 - 0 2 支給対象にはなりません。この助成金は、要件を備えた保健師との契約が対象となっていますので、要件を備えた保健師であることの証明が必要となります。

Q 2 - 0 3 保健師との契約が健診異常所見者や長時間労働者等に対する保

健指導のみの場合は、保健師活動の一部を実施する契約とみなしてよいか。

A 2 - 0 3 貴見のとおりです。保健師の活動には、健診異常所見者や長時間労働者等に対する保健指導のほか、高ストレス者等に対する健康相談、健康教育等がありますが、保健指導のみの契約の場合は、保健師活動の一部を実施する契約となります。

Q 2 - 0 4 平成 29 年度以前から保健師活動について保健師との契約をしていますが、平成 30 年 5 月以降の契約について支給対象となりますか。

A 2 - 0 4 支給対象にはなりません。平成 30 年度以降、新たに保健師契約を締結するものに限りです。

Q 2 - 0 5 保健師との契約が、月額契約ではなく、保健師活動 1 回につき、例えば 2 万円という契約をしている場合、支給対象となりますか。

A 2 - 0 5 支給対象となります。但し、契約後 6 か月を経過した 7 か月目に申請可能となり、契約後 6 か月ごとの申請となりますので、

契約後6か月までの実績について、例えば、保健師活動1回につき2万円で8回実施した場合、6か月の実績として16万円分の領収書の写しを添付してもらい、助成金申請額は、上限の10万円ということになります。

なお、契約後6か月までの実績について、保健師活動1回につき2万円で4回実施した場合は、8万円の支払となりますので、実費の8万円が助成金申請額となります。

3 助成対象経費について

Q3-01 助成金額について教えてください。

A3-01 小規模事業場が、令和元年度以降、新たに保健師と健診異常所見者や長時間労働者等に対する保健指導、高ストレス者等に対する健康相談、健康教育等、保健師活動の全部又は一部を実施する契約をした場合に実費を支給（6か月当たり10万円を上限に2回限り）します。

Q3-02 「6か月当たり10万円を上限に2回限り」とありますが、どのような意味ですか。

A 3 - 0 2 例えば、平成 31 年 4 月に月額 5 万円として契約した場合、契約月数が 6 か月に達する令和元年 9 月までの支払金額（30 万円）が助成金の支給対象となり、実費として 10 万円を超えていますので、1 回当たりの助成金の上限である 10 万円を令和元年 10 月以降 6 か月以内（令和元年 3 月まで）に申請していただくこととなります。その後、令和元年 10 月から令和 2 年 3 月までの 6 か月については、令和 2 年 4 月以降 6 か月以内（令和 2 年 9 月まで）に 2 回目として同様に申請していただくこととなり、一事業場当たり 2 回限りとしていますので、この 2 回目で助成金の支給は最後となり、同一事業場としては、3 回目以降の助成金の申請はできないこととなります。

なお、月額が 1 万円の場合は、6 か月で 6 万円の支払となりますので、1 回の助成額は、実費の 6 万円となります。

4 申請について

Q 4 - 0 1 「一事業場につき将来にわたって 2 回の支給に限ります。」とありますが、助成金を 2 回支給された後に、統合あるいは分社化して別会社の事業場となった場合は、新たな事業場として申請

することは可能ですか。

A 4 - 0 1 統合あるいは分社化により、新たな労働保険適用事業場として労働基準監督署に届出された場合は、別の新たな事業場として助成金の申請が可能となります。

Q 4 - 0 2 保健師との契約が年度をまたぐ場合でも申請できますか。

A 4 - 0 2 契約が年度をまたぐ場合でも、契約後 6 か月を経過した 7 か月目で 1 回目の申請が可能となります。さらに 6 か月経過した、契約後 13 か月目で 2 回目の申請が可能となります。

Q 4 - 0 3 「6 か月当たり 10 万円を上限に 2 回限り」とありますが、1 年分をまとめて 1 回で申請することはできますか。

A 4 - 0 3 できません。6 か月毎に申請していただくこととなっており、1 回目の申請は、契約後 7 か月目から 6 か月以内（契約後 12 か月以内）に申請していただき、2 回目の申請（契約後 7 か月目から 12 か月目分）は、契約後 13 か月目から 6 か月以内（契約後 18 か月以内）に申請していただくこととなっています。

Q 4 - 0 4 1 件の支払いに対し、複数の助成金に申請することは可能ですか。

A 4 - 0 4 できません。1 件の支払いに対しては 1 つの助成金のみ申請が可能です。